

平成22年度 第1回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

議事録

1 日 時 平成22年7月21日(水) 午前10時00分から12時20分まで

2 場 所 Qiball (きぼーる) 11階 社協大会議室

3 委 員 高梨委員 高野委員 高山委員 玉井委員 永田委員
成田委員 佐々木委員 田中委員 松崎委員 松菌委員
渡辺委員 長岡委員 赤間委員 武井委員 原田(雅)委員
原田(正)委員 武委員 岡本委員 飯野委員 小泉委員
津田委員

※27名中21名の委員が出席

4 事務局 保健福祉局 生田次長
〃 地域福祉課 矢澤課長 時田課長補佐 及川係長
【関係者】 各区保健福祉センター等所長 (6名)
千葉市社会福祉協議会 事務局長
〃 各区事務所長(6名)

5 傍聴人 なし

6 資 料 別添のとおり

7 議 事

(1) 開会

○事務局(時田補佐) 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から、平成22年度第1回社会福祉審議会 地域福祉専門分科会を開催いたします。私、本日の司会を務めさせていただきます地域福祉課の時田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まず、始めにご報告ですが、当審議会は、千葉市社会福祉審議会設置条例第6条第3項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日

は、委員総数27名のうち、20名の委員にご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、この審議会は、千葉市情報公開条例第25条の規定により、公開となりますので、ご承知おき願います。

それでは、事前に送付をさせていただきました資料の確認をさせていただきます。A4の資料で、次第、条例、要綱、委員名簿、席次表、席次表につきましては、事前送付させていただいたものと入口でお配りしたもので若干違うところがございますので、本日のものをご覧ください。続きましてタイムスケジュール(案)、A3の資料1と資料2、A4の資料3-1から3-4 A3の資料4、A4で綴った資料5、A3の参考資料、事前送付させていただいた資料は以上です。

そのほか、本日机の上に、ファイルに綴じた、地域福祉計画の関係書類一式と、本年3月27日に開催いたしました第7回市推進協議会の議事録を置かせていただいております。資料が多くて大変恐縮ですが、不足等ございませんでしょうか。

また、昨年度まで、「千葉市地域福祉計画推進協議会」の委員として委嘱を受けていただいていた方におかれましては、封筒に入れて机の上に「市推進協議会委員の解嘱状」と「当分科会の臨時委員委嘱状」を置かせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

不足がございませんようでしたら、会議に先立ちまして、千葉市保健福祉局次長の生田から、委員の皆様にご挨拶を申し上げます。

(2) 千葉市保健福祉局次長挨拶

○事務局(生田保健福祉局次長) 皆さんおはようございます。保健福祉局次長の生田でございます。

本日は暑い中、またお忙しい中お集まりいただき、どうもありがとうございます。地域福祉計画につきましては、これまで市地域福祉推進協議会の場で議論をいただいておりますが、今回、社会福祉審議会地域福祉専門分科会に検討の場を移しまして、仕切り直し第1回ということで計画策定に向けて議論をお願いしたいと思います。これまで市推進協議会に関わっていただいた方におきましては引き続き、また今回新たに加わっていただいた方におきましては新たな視点で、今年度最終年次となっております千葉市地域福祉計画、次期計画策定に向けてより良い方向になるように、前向きなご意見を期待しております。闊達なご議論をよろしく願いたします。以上簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。

(3) 委員紹介・事務局紹介

○事務局(時田補佐) ありがとうございます。

続きまして、お手元にごございます委員名簿に沿って、委員の皆様をご紹介させていただきます。大変恐縮でございますが、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いいたします。

～委員名簿順に各委員紹介～

なお、事務局職員につきましては、お手元の席次表をもって紹介に代えさせていただきます。続きまして議題に入りますが、その前に、本日の全体的な流れを簡単にご説明いたします。

配付資料の「タイムスケジュール（案）」をご覧ください。資料の中段の「４、議題」の部分でございます。まず、「（２）会長・副会長の選任について」ですが、本日は委員改選後の初めての会議ですので、互選により会長・副会長を選出していただきます。

次に、本題に入りまして、「（２）千葉市地域福祉計画の見直しについて」ですが、今回、はじめての委員も多くいらっしゃいますので、千葉市地域福祉計画の概要やこれまでの経緯について、事務局からご説明させていただいた後、第２期地域福祉計画のご審議をいただきたいと思いますと考えております。

また、「（３）その他」といたしまして「地域福祉に関するインターネットモニターアンケート調査」の結果につきまして、事務局から説明させていただきます。大まかな流れは以上でございます。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、当分科会の会長及び副会長は、委員の互選によることとされておりますので、選出までの間、生田保健福祉局次長が仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（４）議題１ 会長・副会長の選任について

○生田仮議長 それでは、会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。先程、事務局から説明がありましたとおり、本協議会の会長・副会長は、委員の互選によることとされておりますので、会長・副会長候補の自薦・他薦をお願いいたします。

○永田委員 永田です。会長は昨年度までの市地域福祉計画推進協議会で委員長をされていた淑徳大学の松菌委員に、副会長は、千葉市社会福祉協議会の高梨委員に、お願いしたらいかがかと考えます。

○生田仮議長 ありがとうございます。

ただ今、永田委員から「松菌委員を会長に」、「高梨委員を副会長に」との御推薦がございました。他に自薦・他薦される方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。それではご推薦がありましたとおり、松菌委員を会長に、高梨委員を副会長に選出するというご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

○生田仮議長 ありがとうございます。

それでは、松菌委員が会長に就任されましたので、私は仮議長の職を退任させていただきます。 ご協力、ありがとうございました。

○事務局（時田補佐）ありがとうございました。それでは、松菌会長、高梨副会長におかれましては、席の移動をお願いいたします。まず、松菌会長に、就任のご挨拶をお願いいたします。

○松菌会長 淑徳大学の松菌と申します。昨年度から計画のご議論をいただいている委員は引き続きお世話になります。また初めての方につきましてもよろしくお願いいたします。私も千葉の大学に勤めるようになって今年で6年目になります。一昨年度より計画の見直しに係る会議に参加させていただき議論をするなかで少しずつ千葉市の現状が見えてまいりました。かなり勉強させていただいたと思っております。より地区の問題に対応し、それをサポートするという形の市計画が策定されるように、皆様方のご意見を伺って、良い計画ができるようにしていきたいと思っておりますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局（時田補佐）ありがとうございました。

続きまして、高梨副会長に、就任のご挨拶をお願いいたします。

○高梨副会長 市社会福祉協議会会長の高梨でございます。ただいま皆様方のご推挙によりまして、副会長を仰せつかりました。微力ながら会長を補佐していきたいと考えておりますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

○事務局（時田補佐）ありがとうございました。

ここからの議事進行は、松菌会長にお願いをいたします。

よろしくお願いいたします。

○松菌会長 ありがとうございます。お暑い中、お集まりいただいた皆様のために、少しでも皆様の御議論の時間を長くとるために進めさせていただきたいと思っております。

先ほど、事務局より御説明がありましたタイムスケジュールに従いまして、議題の（２）千葉市地域福祉計画の見直しについて、という議題に入りたいと思っております。

それでは、この千葉市地域福祉計画の見直しについて事務局より御説明をお願いいたします。

（５）議題２ 千葉市地域福祉計画の見直しについて

ア）地域福祉計画の概要・これまでの経緯について

○事務局（及川係長） それでは、千葉市地域福祉計画の見直しについて御説明させていただきます。座って、失礼いたします。

まず、右側に資料 1 と書いてございます A 3 の資料を御用意お願いします。

タイトルが「千葉市地域福祉計画の概要」と書いてあるものです。こちらの 1、千葉市地域福祉計画とは、というものですけれども、まず地域福祉とはということにつきまして、上から 3 行目、身近な生活課題を地域社会が中心となって担うことが、地域における「支え合い」であり、地域福祉の基本的な考え方となりますということで、こちらが地域福祉の基本的な考え方ということでございます。それをイメージ図としてお示ししたのが下の図でございます。

真ん中に地域の生活課題というのがございます。こちらは、高齢者や障害者、子どもなどの個々の生活課題を全て含むものでございます。このような生活課題につきまして、まず上の丸ですけれども、横長の丸ですが、こちらの右側の自助、それとちょっと順番が狂いますけれども、下のほうにございます行政サービス（公助）、そうしまして、また上に戻りますけれども、そのすき間を埋めるようにして地域の支え合いである共助、この自助・公助・共助の 3 つをもって地域の生活課題に対応していくということが地域福祉のイメージでございます。

続きまして、千葉市における地域福祉計画です。こちらは、18 年度から 22 年度までのものが現在作成されております。こちらは、社会福祉法に基づきまして、市内を区ごとに自助、また共助を中心とした住民参加、活動計画の各区地域福祉計画、そして全市的に実施すべき行政施策、公助を中心とする千葉市地域福祉計画によって構成されております。

下の表ですけれども、こちらは今の御説明を申し上げた内容を表にまとめたものです。

まず、地域福祉計画というのがございまして、それを構成するものが左側の区の地域福祉計画、これは 6 区において策定されております。内容は自助と共助を中心としたものです。

次に、右側ですけれども、市の地域福祉計画です。こちらは今現在、この場で御審議いただくものですけれども、市で取り組むべき公助を中心とした計画です。

続きまして、右側に移ります。2、地域福祉計画に係るこれまでの経緯です。

まず一番上の、平成 16 年です。平成 16 年に地区フォーラムというものを開催いたしました。こちらは市内 6 区ごとに 4 つのフォーラム、合計で 24 のフォーラムを設けまして、主に生活課題の抽出などを行いました。

続きまして、下の四角ですけれども、そのフォーラムで抽出した生活課題に基づきまして、各区地域福祉計画と市地域福祉計画の策定委員会を設置し、計画について検討を行いました。

そして、平成 18 年、第 1 期の市と各区の地域福祉計画を策定いたしました。

平成 18 年度から、まずは各区に地域福祉計画の推進協議会を設置いたしました。こちらには、2 行目の真ん中以降ですが、関係者間の連絡調整や広報を主に行うために設置いたしました。

また、米印以下ですが、平成 21 年度からは各区計画の見直しに係る議論を追加してございます。

続きまして、平成 18 年度、19 年度に、地域福祉のパイロット事業というものを実施いたしました。こちらは 1 行目の最後のほうの箇所ですけれども、千葉市社会福祉協議会地区部会の先進的・模範的な、計 90 事業に対して助成を行いました。1 事業の上限が 10 万円で、48 の地区部会が助成を受けました。

続きまして、平成19年です。こちらで、地域福祉活動事例集というものを発行いたしました。こちらは1行目の後段のほうですけれども、市内で積極的に取り組まれている地域の福祉活動を紹介いたしました。

続きまして、平成20年、千葉市地域福祉推進モデル事業を実施いたしました。こちらは、20年度から21年度の2年度にまたがって行いました。

合計12団体に対し、1団体で毎年15万円の助成を行いました。

続きまして、各区には設置されておりましたが、平成20年度からは市の地域福祉推進協議会を設置いたしました。こちらで、推進状況の把握や、計画の見直しを行いました。昨年度までで、計7回開催いたしましたが、昨年度末に市で附属機関の見直しを行いました関係で市推進協議会のほうは廃止いたしました。そこで行われていた内容につきましては、今年度、平成22年度からはこちらの社会福祉審議会地域福祉専門分科会において見直しを行い始めたところです。

概要の説明については以上でございます。

続きまして、A3の資料2というものを御用意お願いいたします。

タイトルが「これまでの経緯と今後の予定」というものです。こちらは毎回、推進協議会におきまして各回ごとに、それまでの経緯というものを御説明するために提示している資料でございます。

まず、左側から開催時期、主な議題、主な内容、おおまかな流れというのがございますが、おおまかな流れに沿いまして御説明いたします。

まず、平成20年11月に第1回の推進協議会を開催し、第2回までにおきまして、特に導入部分について御審議いただきました。こちらは、主に地域福祉に関しての市や全国の現状についての把握というものを行いました。

続きまして、第3回ですけれども、こちらは、21年6月に行いました。

市計画の推進状況の把握ですとか、区計画の見直し方針について決定いたしました。

区計画の見直し方針の決定は上の21年度の矢印の1つ上の、点線で囲まれた四角があるんですけれども、こちらに方向性の内容を記載してございまして、①から④までありますが、主に①の市や区の計画の役割分担の整理ですとか、続きまして、一番下の④ですけれども、担い手の明確化、こういった方向性について決定いたしました。

続きまして、第4回から第5回におきまして、区計画の推進状況についての把握を行いました。特に、この上段の第2回から第5回までは、まず、計画の見直しの前提になります現在の計画の進捗状況ですとか、そこから生じた課題について御議論をいただいております。

続きまして、下の段について御説明いたします。

第6回から第7回におきまして、今回、御審議いただきます市計画の策定方針の検討や骨子の作成というものを行いました。

特に第7回というのは、平成22年3月、約4カ月前に行ったものですけれども、こちらには資料の最後に、A3で参考資料というものがございまして、右側に参考資料と記載されているものですけれども、こちらの表題が、次期千葉市地域福祉計画策定に必要な視点・取り組み（案）と書いているものです。こちらは第7回の市の地域福祉計画推進協議会におきまして使用した資料でございまして、現在の計画で生じた課題につきまして、審議の後、次期計画の策定に必要な視点ですとか、その視点から事務局で考えました取り組みの内容につきまして案という形で御提示させていただいたものです。

今回の次期計画の策定につきましては、主に、こちらの案をベースにして計画案のほうを策定してございます。

概要の説明につきましては、以上です。

○松菌会長 ありがとうございました。

それでは、現在の御説明は概要の説明ですので、計画については、この後もう一度質問の時間をとりますが、ただいまの事務局の説明に関しまして、御意見、御感想などがございました、挙手の上、御発言をお願いいたします。

○武井委員 武井でございますが、まず、資料1の左側のところにあります千葉市における地域福祉計画、18年から22年度のところの書き方なんですけれども、実際に、区の地域福祉計画を策定したときというのは、身近な生活課題に対して、その福祉の生活課題に対してどういうふうに対応していくかということでもとめたものであって、自助・共助に限定したわけではなくて、むしろ、現状の区の計画の一番の問題点というのは、区の計画の中に入れられた公助部分、公的な部分についての課題というものが非常にたくさんあったにもかかわらず、その問題がどこにも取り上げられなくて、一番肝心なところが無視されてしまったというか、現実もできてないという、その辺のところが一番問題な気がするんですけれども、どうも、そういう視点がこれの中に抜けているのではないかということを感じます。

それが1つと、それからもう1点は、初めのところ、この審議会の専門分科会の性格について確認をしておきたいんですけれども、先ほど配られました条例と、それから要綱のところでお聞きしたいんですけれども、この専門分科会というのは、条例のほうの第6条のところにある特別の事項についての議事ということだろうと思いますが、その中で、これは地域福祉計画の策定に限定されているのかどうかということと、それを受けて、要綱のほうの第4条のところにあります重要又は異例な事項についてはこの限りでないということで、審議会の決議とするのか、しないのか、その辺の確認が2番目です。

そして、要綱の最後のところの、第9条のところになりますが、審議会の庶務は、保健福祉局保健福祉総務課において処理すると、ここにはこう明記されておりまして、これ、本日、福祉総務課のほうの方が出席していないんですけれども、その庶務がやれるのかどうかという3点についてお聞きしたいと思います。

○松菌会長 ありがとうございます。

1点目につきましては、多分この後の説明もあると思いますので、そちらで対応したいと思います。

2点目と3点目につきましては、事務局のほうからお答えをお願いします。

○事務局（矢澤課長） 地域福祉課の課長の矢澤でございます。

条例の中で、地域福祉専門部会の位置づけということでございまして、この地域福祉専門分科会がこの計画の策定ということだけに限定されるかということでございますが、地域福祉専門分科会はもうちょっと広い形でとらえておりまして、この計画だけのということではございません。

2つ目ですが、社会福祉審議会は50名近い委員で構成されており、その中に幾つかの専門分科会が設置されておりまして、その中のすべての事項を社会福祉審議会という場で審議、決議することが困難であることから、この地域福祉専門分科会で決議されたことが、社会福祉協議会の議決といたしております。

最後の庶務ですが、今のと関連するのですけれども、社会福祉審議会全体の庶務は確かに、おっしゃるとおり、保健福祉総務課のほうで対応しておりますけれども、個々の分科会の対応につきましては、それぞれの所管ごとに対応することになっておりますので、この地域福祉専門部会につきましては、地域福祉課が対応することになっております。

以上でございます。

○武井委員　もう少し確認させていただきますけれども、要綱のところの第4条でいう重要又は異例な事項というものでは、この問題に地域福祉計画の策定という、この課題については、審議会の決議とするという、第4条の、その部分が生きるのですね。生きるとすれば、これは明らかに審議会そのものになるので、そうであれば、審議会の庶務というのは、やはりちょっと問題があるのではないのでしょうか。

○事務局（矢澤課長）　繰り返しになってしまって申しわけないんですが、庶務をどこでするかというのは、実際上のその会の運営をするということだと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、議決そのものは確かにおっしゃるとおり、社会福祉審議会の議決となるものではございますが、これは内部的な都合等々もございまして、分科会のほうが、先ほど申しました数が、かなりの数がありますので、その全体の庶務につきまして、例えば委員の委嘱の関係ですとか、そういったものは保健福祉総務課のほうで対応しておりますが、こういった個々の分科会の運営につきましては、それぞれの所管のほうで行わせていただいているというのが実情でございます。

○松菌会長　武井さん、よろしいですか。

今、要綱を直すというわけにはいかないですが、その部分、少し問題には後でなるかもしれませんが、その辺、よろしくお願いします。

それでは、議題の中心に移りたいと思います。

続いて、第2期千葉市地域福祉計画についての御説明、素案についての説明をお願いいたします。

イ) 第2期千葉市地域福祉計画について

○事務局（及川係長）　それでは、地域福祉計画の素案について御説明いたします。まず、資料3の右側に、資料3-1と記載されておりますA4の資料を御用意いただけますでしょうか。表題が（仮称）第2期千葉市地域福祉計画目次（案）というものでございます。こちらで簡単に、構成について御説明いたします。

まず、計画案ですが、本文を第1章から第4章までの構成としたいと考えております。そして、第1章では、地域福祉計画について、第2章は、千葉市の現状、第1期計画の

取組状況と課題について、第3章は、すみません、こちらはちょっと訂正がございます。第2期千葉市地域福祉計画の、こちらは基本的な考え方と書いてあるのですが、こちらは基本的な考え方ではなくて、概要の誤りですので、訂正のほうを、申しわけございません、お願いいたします。第3章は、第2期千葉市地域福祉計画の概要でございます。そして、第4章が基本テーマと取組みでございます。

特に、この第4章では、実際に計画で市が行います様々な事業、公助の部分につきまして、全て列記いたしますので、こちらが計画の中核となる部分でございます。

それでは、個々に御説明させていただきます。

まず、1章の地域福祉についてです。

資料3-2と書いておりますA4の資料を御用意いただけますでしょうか。

表題が、～第1章、地域福祉について～と書いてあるものです。

こちらですけれども、まず最初に、地域福祉計画とは、とございますが、(1)の～背景～、こちらは、ちょっと薄くて、よく見えないんですけれども、(1)～背景～のところに、簡単なマーカーが引いてあります。白黒で、ちょっと見えづらいのですが、このマーカーの意味は、現在の計画と同じ記載という意味です。

ですから、この(1)の～背景～というのは、現計画と同様の見出しということでございます。

こちらの背景につきましては、3段落目のところですが、(1)の～背景～と書いてある段落のところですが、こちらの2行目のところ、本来の福祉は、分野を超えた包括的なものであり、更には行政だけではカバーしきれない身近な生活課題を地域社会が中心になって担うものといった考えが「地域福祉」の原点である、ということですか、次の段落の、こちらは3行目です。「地域で支え合う力」を高めていくことが一層大切になっています、ということです。

この段落の下から2行目のところですが、学校、企業などの様々な団体・組織等と行政とが適切な役割分担の下に連携して、地域の生活課題の解決に取り組んでいく必要があります、ということですか、最後の段落で、2行目の後半部分ですが、それを受けて、千葉市では、平成18年3月に「花の都・ちば ささえあいプラン」を策定したことや、次の行の後半部分、千葉市内6区ごとに各区住民参加の下で「第1期各区地域福祉計画」を策定したことを、背景として記載してございます。

続きまして、1-2というページのほう、よろしいでしょうか。

こちらのページですが、社会福祉法では、ということで、社会福祉法で、定めております地域福祉計画の位置づけについての解説でございます。

こちらはほとんどマーカーが引いてございまして、内容は現在の計画と同様の記載でございます。

次に、(2)に移らせていただきます。

(2)地域福祉を推進するための大切な視点、こちらも現在の計画と同様の見出しとなっております。

こちらの大切な視点ですが、今回、市のシンボルマークのちはなちゃんなんですけれども、こちらのちはなちゃんが、しゃべるような形で、吹き出しに話し言葉で書いてございます。内容ですが、1行目のところですが、地域福祉は住民のみんなと行政で力をあわせて進めていくものであるということを記載してございます。こちらは吹き出しに話し言葉で書いて、なるべくこれを読む方が小さいお子さん、小さいお子さ

んが読めるかどうかは、ちょっとわかりませんが、なるべく低年齢の方から高齢者の方まで幅広く、この計画を読んでもらいたいという趣旨で、なるべく平易な記述を心がけて、このような記載となっております。

続きまして、1－3というページのほうをお願いいたします。

こちらで地域福祉の推進における自助・共助・公助の役割という項目について記載してございます。

最初の4行は現計画の内容と同様でございます。また、下の吹き出しのところですが、現在の計画のキーワードでございます自助・共助・公助、それぞれにつきまして、「自助」とは、「自分のことは自分で行うこと」、「共助」とは、「地域住民同士の支え合い」、「公助」とは、「個人や、地域、民間の力だけでは解決できないことについて、行政が自助、共助の取組みを支援するとともに、基盤づくりを行うこと」と、それぞれのキーワードについて解説を加えてございます。また、その内容は、吹き出しの中に記載するような形で、平易な表現を心がけたつもりです。第1章の説明については、以上でございます。

次に、資料3－3、～第3章、2期千葉市地域福祉計画の概要～について御説明させていただきます。

こちらは、本来であれば、まず初めに第2章の現在の計画の現状ですとか、そこから生じた課題があって、それを受けて、こちらの計画についての基本的な考え方というのが定まってくるかと思うのですが、こちらの第2章ですが、今まで7回の推進協議会でさまざまな御議論をいただきまして、その結果につきましては、必要な視点ですとか、取り組み方法ということで、先程も説明いたしました参考資料のとおり、ある程度の結論というものが得られたところですが、計画書という形でまとめましたところ、かなりのページを割くような状況になっておりまして、こちらはほかの章の、第1章ですとか、第3章、第4章との兼ね合いから、ページ数を少し削減しなくてはならないということで、現在、コンパクトにまとめるように編集集中でございますので、ちょっとお示しできないような状況です。しかしながら、内容につきましては、今までの御審議を踏まえまして、こちらの第3章を作成してございます。

それでは、1の基本的な考え方から御説明いたします。

1の基本的な考え方ですが、こちら、2段落目のところですが、2段落目の3行目の後半の部分、一番最後の部分ですが、第2章で触れた様々な課題、特に計画を推進するための新たな施策の検討が必要になったと。そこで、第2期計画では、「計画を推進するための項目（方法や手段）」と「個別の取り組み項目（千葉市として取り組む福祉施策・公助（新規・継続項目））」に分けて掲載しています。ということで、4章でこのような構成を示す予定だったのですが、後にお示しする4章は、ちょっとこちらの表現とは違ひまして、新規の項目と、継続の項目という、2つになってございます。こちらは、後でもう一度詳しい御説明をさせていただきます。

まず、基本的な考え方で計画を推進するための項目ですとか、高齢福祉課、障害者自立支援課などでさまざまな施策を展開しておりますが、それらの関係するものをこちらに記載するという考えを示してございます。

2の「策定の経緯」です。

こちらは、3行目のところですが、10回の会議における検討、調整をへて策定されるとしています。現在、8回目の会議ですので、10回というのは予定ですが

ども、こちらは最終的に策定に至るまでの会議数が確定いたしましたら、それを受けて、訂正したいと思います。

また、下から2行目のところですが、また、策定にあたっては市民説明会、パブリックコメントを経て、市民の意見を反映した計画となるとしています。ということで、今回の審議を受けまして、次の第9回の会議である程度、市民説明会で説明できる案を固めたいと考えてございます。また、市民説明会とパブリックコメントと、似たようなものが2つ続くのですが、市民説明会というのは、計画案を策定するに当たって、様々な市民の意見を取り入れるために開催するものでして、こちらは分科会の案を策定するために開催するものです。

また、次のパブリックコメントですが、こちらは条例に位置付けられたものでして、分科会としてある程度案を固める際に、それを最終的な分科会案から、最終的な計画とするために経なくてはならない手続の1つでございます。内容は似ておりますが、位置付けが若干異なるものでございます。

続きまして、3-2というページを、よろしいでしょうか。

こちらは3-2と3-3で見開きになってございまして、先ほど御説明したこれまでの経緯ですとか、今後の日程について記載する予定でございます。

続きまして、3-4というページをお願いいたします。

こちらですが、3、各区地域福祉計画、他計画との関係というところですが、こちらは市の地域福祉計画の位置付けについて図示したものを記載してございます。

内容については、ほぼ現在の計画と同様のものでして、まず、点線の中の御説明ですが、市の地域福祉計画というのは、左側の6区地域福祉計画、これは自助・共助について定めたものですが、こちらの内容ですとか、あと右側の、市の千葉市高齢者保健福祉推進計画ですとか、千葉市障害者計画、保健福祉局内の各課ですとか、それ以外の局で展開しております施策について定めた計画、このそれぞれの関連するものを集約したものが市の地域福祉計画であるということを説明するためにイメージ図として示したものでございます。

また、下の部分ですが、千葉市社会福祉協議会におきましても、地域福祉活動計画というものを策定してございます。こちらの内容は、特に区の計画と関連する内容が多いところがございますので、こちらについては、前回同様、連携・協力を行うというものでございます。

続きまして、3-5のページのほうをお願いいたします。

こちらで各区地域福祉計画との関係（自助・共助・計画推進のサポート）ということに記載する予定でございます。内容につきましては、2段落目のところで、各区共通の見直しポイントとしてはとありますが、こちらの区の計画が現在策定中でございますので、市民説明会までには区の計画についてもある程度内容が固まりますので、それら全区の計画の取り組み項目がある程度固まるのを受けて、こちらにその内容を記載してまいりたいと思います。

続きまして、3-6のページをお願いいたします。

こちらは主な計画の概要ですとか、計画期間を示したものです。こちらは、前回、第7回の推進協議会におきましてお示した資料でございます。関係する計画としては、例えば、上から2つ目のちば・ビジョン21、こちらは27年度のもですが、右側の四角の中、（仮称）千葉市新基本計画として計画が見直され、計画期間が平成2

4年度から33年度の10年間になる予定でございます。現在見直し中でございます。

また、次の行の、第2次5か年計画ですけれども、こちらも現在の地域福祉計画と同様に、18年度から22年度のものですが、こちらも上位計画であるちば・ビジョン21が基本計画として見直しされておりますので、それを受けまして、同じく四角の中の今後の展開部分ですけれども、実施計画も基本計画とともに見直され、次期計画期間は平成24年度から26年度の3年間になる予定ということで、22年度までが計画期間なんです、1年空けて、24年度からの3か年計画になる予定でございます。

続きまして、下から4つ目です。高齢障害部の高齢者保健福祉推進計画です。こちらも21年度から23年度の3か年計画となっておりますが、次期計画が24年度からスタートしまして、現在見直しを行っているところでございます。

同じく、次の行の千葉市障害福祉計画ですけれども、こちらも21年度から23年度の3か年計画で、次期計画は24年度からスタートする予定でございます。

続きまして、3-8というページをお願いいたします。

社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との関係というところですが、こちらは、現在の計画とほぼ同様の内容でございます、上から4行目のところですが、社会福祉協議会というのは、社会福祉法に位置づけられている公共性と自主性をもつ民間組織であるとか、あとは下から6行目のところですが、社会福祉協議会の地域福祉活動計画というのは、様々な団体・組織等を中心とした民間分野の活動、行動計画であるということをこちらに記載する予定でございます。

また、地域福祉活動計画ですけれども、こちらは現在、社会福祉協議会におきまして、今月、第1回の検討会議が開かれたところでして、まだ内容のほうは固まっておりませんので、内容が固まり次第、こちらにその内容を記載したいと考えてございます。

続きまして、3-9というページをお願いいたします。

こちらですが、4の計画期間ですけれども、「平成23年度から平成〇〇年度までの〇年間」としております。こちらは、現在の計画が18年度から22年度までの5か年計画となっております、通常でしたら、次は23年度から27年度までの5か年計画というようなことが流れですけれども、推進協議会におきまして、今度は3か年計画にすべきであるといったような御意見も出ておりますし、また、23年度からの3か年計画にしますと、例えば、先ほど御説明いたしました市の実施計画ですとか、関係します高齢者や障害者の計画と、また1年ずれてしまいますので、それを調整するために4年にするというような変更もございますので、計画期間につきましては、こちらで御審議いただきまして、決定したいというふうに考えてございます。

第3章の説明につきましては、以上です。

続きまして、資料3-4というA4の資料を御用意いただけますでしょうか。

まず、第4章、基本テーマと取り組みというものです。こちらが特に、計画の中核となる部分ですけれども、まず、1の基本テーマです。こちらにつきましては、上から5行目ですけれども、第2期計画では、5つの基本テーマの方向性を継承しながら、よりわかりやすく、イメージしやすくするために、基本テーマの文言を修正しました。また、この基本テーマは、「第1期各区地域福祉計画の実践傾向」で分類した傾向、こちらは各区の取り組み分類、今回ちょっとお示ししてございませませんが、第2章に掲載する予定のものにも対応しており、6区の計画と関連する項目、支援の対象となる項目を機能別に整理しています。

ちょっと、こちらは分かりづらい内容となっておりますが、下の図に沿いまして、御説明いたしますと、1期計画では基本テーマというのを5つ設定いたしました。知る・えらぶから基盤をつくる・進めるまでの5つです。

また、次の区計画の取り組み分類というものですが、こちらが今までの推進協議会の中で区の計画の取り組み状況について御審議いただいたのですが、その取り組み状況について実践傾向を把握し、分類した結果、おおむね10の傾向が見受けられたと、そこでその10の傾向というのは相談体制から環境整備、その他に至るまでですが、こちらの10の傾向をそれぞれ基本テーマと同様に分類した結果が、次表のと通りの配置でございます。こちらの基本テーマと区計画の取り組み分類を受けまして、第2期計画の基本テーマにつきましては、知る・えらぶを相談体制・情報提供、つどう・参加するを居場所の確保・社会参加、ささえる・つなぐを支え合いの仕組みづくり、育ち・育てるを意識啓発・人材育成、基盤をつくる・進めるを基盤づくりというテーマに文言の修正をしております。

続きまして、4-2をお願いいたします。

こちらで2.基本テーマを具体化するための施策ですが、こちらが計画の中核をなす部分として、市の計画として、実際に取り組むべき項目を記載する予定でございます。

まず、1の相談体制・情報提供ですが、基本的な課題につきましては、3行目の後段、身近なところで気軽に相談を受けることができる体制を充実させる必要があるということですとか、下から2行目の後段、必要な情報を得られやすくする仕組みを充実させることが重要であるということを記載しております。

こちらの内容は、現在の計画の知る・えらぶで書いてある基本テーマとほぼ同様の内容でございます。

次の1期計画を踏まえての計画推進に向けた視点ですが、こちらは先ほど御説明いたしましたA3の横の参考資料で、今まで市におきまして必要な視点というものを取りまとめましたが、こちらの内容を受けたものをそれぞれ分類に沿って記載しております。

相談体制・情報提供につきましては、下から2行目の後段ですが、地域で計画を積極的にPRしていく必要があるということを記載しております。

また、次の、4-3のところですが、こちらに主な取り組みというものを記載する予定です。こちらでは、まず、新規の取り組みと継続する取り組みということでの分類を考えております。

新規の取り組みで、現在、①の親しみやすさと共感が得られるPR手法から、③の情報発信方法の工夫について記載しておりますが、こちらは、すみません、何度も資料のほうで飛んで申し訳ないのですが、先ほど御説明しました参考資料の取り組み案、事務局のほうで考えて御提示した取り組み内容をこちらのほうに記載しております。

また、継続する取り組みについてですが、こちらは現在、高齢福祉課ですとか、障害者自立支援課のほうで計画を策定中ですので、次の会議までに、こちらの計画で記載できるような事業につきまして、ヒアリングを行いまして、各課の事業で記載できる項目を固めていきたいというふうに考えております。また、固めたものをそのままこちらに掲載するものではなくて、先ほど武井委員のほうからも、ちょっと御指摘がございましたけれども、区の計画でそれぞれ公助の項目というものが記載されてお

ました。そちらにつきましては、また資料のほうが飛んで申し訳ないのですが、資料の4という、A3の横の資料、ございますでしょうか。

A3で資料の4、第1期各区計画において、市計画等への移行や削除等が検討されている取組項目ですけれども、こちらで、中央区から美浜区まで、合計57項目の現在区計画において市でやるべき項目というものが記載されております。こちらの区の計画に現在記載されております公助の項目と、今お示ししました新規の取り組み、それと各所管課のほうで取り組む予定の事業、その3つを住み分けまして、ある程度同じものは整理しまして、こちらの主な取り組みのところに、それぞれ新規の取り組み、継続する取り組みとして分類して記載したいというふうに考えてございます。

続きまして、4-4をお願いいたします。

4-4ですけれども、こちらは2. 居場所の確保・社会参加についてです。

こちらは、1段落目の最後のところですが、例えば、居場所の確保ですとか、次の段落の下から2行目の後段ですが、地域で気軽に参加できる交流の機会、仲間づくりができるイベントの機会の充実ですとか、次の段落の中断以降、働きたくても、雇用されずに困っている人がいる、雇用の機会を増やし、自立と社会参加の機会を増やすことが必要であるということですとか、最後の段落の下から2行目の後段、子育ての負担を軽減し、社会参加を促進する取り組みが必要であるといった課題について記載してございます。

また、1期計画を踏まえての、計画推進に向けた視点につきましては、1段落目の下から2行目のところですが、地域でできる「支え合い助け合い」といった視点での障害者支援について考えていく必要があるといったことですか、次の段落の1行目の後段ですが、地域ごとにより団体の活動に大きな差があったりするといったことについて、記載してございます。

また、4-5の主な取り組みのところですが、こちらでは、新規の取り組みといたしまして、新たな活動の拠点づくりですとか、既存施設の有効活用、また、継続する取り組みに、障害者への就労支援、こちらは前回の会議でお示しした内容なんですけれども、障害者自立支援課のほうで、障害者の就労支援というのは行っていますので、こちらは新規の取り組みではなくて、今のところ継続する取り組みというところに記載してございます。

続きまして、4-6をお願いいたします。

3の支え合いの仕組みづくりです。

こちらの基本的な課題といたしましては、まず1段落目の下から2行目の後段のところですが、地域で住民による支えあいの仕組みをつくる活動を支援していく必要があるということですとか、2段落目ですが、権利擁護や成年後見制度の推進や関係機関が連携して虐待やDV問題への対応することが必要であるということですとか、3段落目の後段、こどもの安全確保は重要な課題であるとか。また、4段落目の真ん中後段ですが、災害発生時など緊急時の支援・行動体制を構築するですとか、最後の段落の真ん中後半、住民と地域のネットワークをつくることについて課題として記載してございます。

また、新たな視点といたしまして、下から3行目ですが、高齢者の見守り支援については、地域の問題意識をより一層高めるとともに、積極的に支援体制・仕組みづくりの好事例を紹介するなどして取り組みを波及させていく必要があるということに

ついて記載してございます。

また、主な取り組みの新規の取り組みにつきましては、地域で孤立させない見守り活動の普及ですとか、事例の紹介ですとか、側面からの支援というものを掲載してございます。

続きまして、4－8をお願いいたします。

こちらは、意識啓発・人材育成についてです。

こちらは、まず1段落目の最後の行、充実した研修や学習の機会を増やして、地域福祉を担う人材を育てよう！ということですとか、次の段落の、3行目の後段、福祉のこころの醸成（こころのバリアフリー）に努めようということを課題として記載してございます。

また、新たな視点としましては、1行目の、1段落目の下から2行目、地域のリーダーや、コーディネーター候補となる人を発掘、養成する方法を検討しようとか、ちょっと、こちらは訂正なんですけども、こちらは計画ですので、検討しようと言うのは、言葉としては適切でなくて、検討した結果を計画に記載しますので、どちらかという、方法を実践しようとか、そういった、文言に次回より訂正したいと考えてございます。

また、2段落目ですけれども、最後の、下から2行目、組織・団体の枠を超えた連携も強化していく必要があるといったことを記載してございます。

また、4－9の新規の取り組みですけれども、こちらは新たな担い手の創出ですとか、やる気につながる仕組みづくり、またリーダー・コーディネーターの養成について記載してございます。

続きまして、最後ですが、4－10をお願いいたします。

5番、基盤づくりです。

こちらは、基本的な課題としまして、1段落目、後段のところですが、地域福祉の基盤整備を今後も行政が中心となって進めていく必要があるということ、また、2段落目の下から2行目ですけれども、地域福祉を推進していくためには、福祉活動への関心を高めるとともに、活動への住民の主体的な取り組みが不可欠であるということ、また、3段落目の一番最初の行ですけれども、地域福祉の、地域福祉推進の中心的な役割を担う組織である社会福祉協議会の機能を強化する必要があるといったことについて、課題として記載してございます。

また、新たな視点といたしましては、1行目ですけれども、住民主体（共助）で行う区計画については、より一層の推進のために、行政としての側面支援が必要であるということを記載してございます。これを受けまして、新規の取り組みとしましては、計画の具現化と、多方面からのサポート、また地域で賄う活動資金について記載してございます。

大変長くなりましたが、計画の案につきましては説明は以上です。

○松藺会長 ありがとうございました。

いろいろと市の部局の関係とは思いますが、未確定の〇〇〇のところが多くて、御議論にくい側面もあるとは思いますが、2つの点については、特に積極的御意見をいただきたいと思います。1つは、この地域福祉計画が市の地域福祉計画が多方面の機関ですね、さまざまな専門的な諸施策を初めとする機関との連携で地域計画ができていくということに関する、この連携に関する御意見、そしてもう一つは、大変重要なポイ

ントですが、この全体の市計画と区計画ですね、各区との計画との連携をどのように進めていくかという、この大枠でこれまで議論してきたことの市計画の位置づけがこれでよいのかという、この方向性についての、大枠の、枠しかない話ですが、それについてのさまざまな御意見を伺いたいことと、そしてもちろん、具体的な御提案、それぞれの御専門の分野から、今後計画を進めていくに当たって、具体的な御提案、もしくは問題点の御提示というふうな形で、いろいろ、さまざまな御意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

○岡本委員 資料の３－１の表を見ながら申し上げます。

第３章の３－３のところの、基本的な考え方というのは、これがなくなりますね、概要というものになるのでしょうか。

○事務局（及川係長） はい、そうです。申しわけございません。

○岡本委員 そうしますと、その次の資料の３章の１が見直しの視点となっています。目次に、概要は、ないですね。

○事務局（及川係長） こちらは、目次のほうが誤りでございまして……。

○岡本委員 目次消すんですか。

○事務局（及川係長） 目次のほうが誤りでございまして、資料３－３の１の基本的な考え方という見出しが正しい見出しとなります。

○松菌会長 そもそもタイトルは概要で、３－１のタイトルが基本的な考え方です。３章のタイトルは概要。

○岡本委員 概要はそのままでいいんですか。

○松菌会長 概要です。だから、資料３－１のほうの基本的な、そのタイトルを変えてください。資料３－１のほうの１の見直しの視点のところを基本的な考え方にしていただく。

○岡本委員 そこは見直しの視点というか、項目になるのですか。

○事務局（及川係長） 申しわけないです、ちょっと、分かりづらいので済みません。

○事務局（生田次長） 目次のほうが訂正していなかったようです。申しわけございません。こちらを見て、目次を合わせていただければ。

○岡本委員 目次に合わせるのではなくて、こちらを目次に合わせると、逆なのか。

その次、これは3－4のところですよ。各区の福祉計画と他計画の関係というところですよ。自助・共助で括弧をくくってありまして、公助とくくってあります。細長く。このくくり方に異議を申し上げているわけではないんですけれども、今、区の見直し委員会で行っているときに、公助の部分は削除し記載しないようになっています。そうしますと、これは、どちらかというところと重なっていますから、「その内容が記載されるというような考え方」になるのか、それとも、「公助は別という考え方」になるのかという、その重なりをどう考えるのかということが1つ、質問でございます。

そうしますと、そこには表だけ書いてあります、各地区があります。地域福祉計画という太い点線があります。そこにつながるという意味ですか。そこに書いてある自助・共助、公助というのは一体何でそこに書いてあるのですかということなんです。その公助のほうで、右側のところにある高齢者云々というところからありますね、高齢者保健福祉推進計画とかという、そこが公助というふうになるんでしょうか。

○事務局（及川係長） ただいまの岡本委員のご質問ですけれども、こちらの計画の図の内容というのは、現在の計画を反映したものになってございます。現在の計画というのは、岡本委員さんが今おっしゃったとおり、区の計画の中に公助のものが含まれております。区の計画が自助・共助に、公助も入っていて、さらに、市の計画にも公助が入っていると、公助が両方にまたがっている状況になっていまして、図がそれをちょっと、反映したような形になってございます。

ただ、先ほど御説明いたしましたとおり、区の計画に入っております公助の部分につきましては、今回整理するというのが今までの審議の中で行われてきたことでございますので、区の計画が純粋に自助・共助について、また市の計画が純粋に公助についてということであれば、今、岡本委員さんがおっしゃったように、自助・共助と公助の重なる部分が、例えば訂正しなくてははいけませんとか、あと市の計画と区の計画が今重なり合っていますけれども、これも、本来であれば、重なり合うというよりは、くっつけるだけで、重なる部分はないというような形に、ちょっと訂正しなくてははいけませんので、こちらは区の計画の内容が固まるのと、あとそれを受けて市の計画の内容が固まるのをある程度見定めまして、図のほうについては再度、見直していきたいというふうに考えております。

○岡本委員 はい。次に、3－6ですけれども、主な計画の概要と計画期間というのがありました。それは次のページに、3－9に、計画期間というのが書いてあります。目次と同じではないのです。

4. 計画期間と、目次のほうでも計画期間というのがあるのですけれども、3－6に主な計画の概要・計画期間というのがあります。これは別に、番号振ってないのですけれども、それがありまして、また次のページの3－9に計画期間というのがありますね、そこに書かれることは同じ項目なのですか、それとも違う項目がまた書かれているのですか。

○事務局（及川係長） 3－6と3－7の主な計画の概要、計画期間についてですが、先ほどこの4の計画期間と、ちょっと関連してお話ししてしまいましたので、ちょっと混乱を招いてしまったかもしれないのですが、あくまでも、こちらの3－6、3－7の

主な計画の概要・計画期間というのは、3－4の3．各区地域福祉計画、他計画との関係の中での説明という位置付けにさせていただきます。

○岡本委員　新しい計画期間というのは、これはまた別につくるわけですか。

○松藺会長　その点は御議論いただかなくてもいけない点なんです。市の地域福祉計画の計画期間をいつまでにするかということは、この会の御検討いただかなければいけない課題でございます。

今までの予定でしたら、5年間なんですけど、ほかの計画と合わせて調整していくためには4年間として立てたほうがよいのではないかなというのが事務局からの御提案です。

○岡本委員　あと2点あります。

4章の“ちはなちゃん”が出てくる文面がありますね。これは、読み手は先ほど子どもとか、中学生とか、だれでもわかるような文面にしたと、いわれましたけれども、かなり難しいです。誰を目当てに書いたのでしょうか。語尾は呼びかけになっているけれども、語句には理解できないものがたくさんあります。いかがでしょう、これは。

○事務局（矢澤課長）　今、岡本委員さんからお話があったとおり、意図としては、先ほど申し上げましたとおり、絵を使って、わかりやすく伝えたいというところがございましたが、御指摘のとおり、中の文言は、例えば、ちょっと私どもも検討し切れていない部分があります。4－6のちはなちゃんの部分を見ていただきますと、下から3行目に、いわゆる役所言葉的な、「喫緊の課題」とか、それはすぐに対応しなければいけないというような言葉に本来はしなければいけないところではありますが、正直申しあげまして、私どもこういった言葉を使うのは、非常に不得手というか、慣れていないというところがありまして、それについて、今後、できるだけ皆さんの御意見を伺いながら、意図としては中学生の方が、読んで、手に取っていただけることがまず第一ですので、まずは手に取っていただける状態にしたいというような意図がございますが、文言については、もう少し考えさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○岡本委員　あと1点、今、区で見直し委員会を進めています。4－1の、第2期基本計画、基本テーマ、相談体制から基盤づくりまでが、5つに分かれています。各区で行われている今の見直し案もこれに沿った、项目的にしていくのか、それとも、区独自でやっていいよというふうな考え方なのか、その点をお伺いしたいと思います。

○事務局（及川係長）　ただいまの御質問の4－1の区の計画の位置付けですけども、こちらは、どちらかというと、市計画の都合で記載している部分でございまして、区の計画の公助の部分を市計画の中に取り入れるに当たりまして、市計画というのが5つの基本テーマに分類されておりますので、今度、区の計画の公助で持ってくるものを市計画に取り込むときに、同じように、まず基本テーマに分類して、それで分類した方が住み分けが行いやすいということで、実は第2章をまだお示ししないので、分かりづらくて申し訳ないんですけども、第2章におきまして、区の計画の実践傾向という

のをお示ししまして、その実践傾向の中で、例えば相談体制というものは進んでいるすとか、交流の機会・居場所づくりというのは、特に、各区で行われているとか、そういった実践傾向について、傾向を把握しまして、区の計画の実践傾向を分類し、そこから区の計画の公助として市の計画に持ってくるものがどの傾向に当てはまるもので、その傾向に当てはまったものというのは、基本テーマのどれに該当するもので、ということまでを整理いたしまして、そこまでやりましたら、新規項目として掲げられております取り組み項目と、区の計画の公助として持ってくるものと、あと市の高齢福祉課すとか、障害者自立支援課で行っている事業と、基本形をもとにそれぞれすり合わせて、整理の上こちらに記載したということで、どちらかというと市の計画の記載の都合で行ったというところです。

○松藺会長　　済みません、今、岡本委員の質問は、区計画もこの分類でつくったほうがよいのかという質問でしたので、市の都合がどうのではなくて、区計画を立てていただくときに、やはり他の方が見たときにも、もしかしたら、多少いびつであっても、同じ項目を立てておいたほうがよいのかという質問ですので、それに答えていただきたいのですけれども。

○事務局（及川係長）　　大変申し訳ございません。話がかなり脱線しました。

区の計画を分類したほうがいいのかということにつきましては、現在策定中でございますので、ちょっと無責任な言い方に聞こえてしまうかもしれませんが、基本的には区の計画の審議にお任せしたいというふうに考えております。

審議の中で、テーマごとに分類したほうが見やすいですとか、そのテーマは市の計画に合わせたほうが読んでいる人が分かりやすいというような審議が固まれば、それに沿って同じような形でつくっていただければというふうに思います。

○原田（正）委員　　稲毛区の原田です。この場は初めてなのですが、平成16年の計画の策定からずっと関わっております。大枠に沿っているかわかりませんが、大きく2つあります。

1点は、市計画の位置づけが区計画を推進するために必要な支援策を盛り込むというところが、大前提として盛り込まれて、どこかに書かれていたと思います。それを踏まえて、資料3-3の3-1、一番目のページですけれども、1番の2段目の4行目、特に計画を推進するための新たな施策の検討が・・・とか、すぐその下、計画を推進するための項目（方法や手段）と・・・とありますが、ここで書いてある計画を推進するというのは、区計画を推進すると読みかえてよろしいのかというのが大きなことです。

関連で、今の3段目のところで計画を推進するための項目と個別の取り組みに分けて掲載していますと書かれていますけれども、ちょっとそれが今の段階で、分けて掲載されているようには見えなかったもので、これはちょっと、これからの整理の中で、ちゃんと分けて、わかりやすく掲載されるようになるのでしょうかというのが1点目です。

もう一つ、資料3-4の、ページ数でいうと4-8ページの下あたりに、地域のリーダーやコーディネーター候補となる人を発掘・養成する、ここは文言は変えると言っていましたけれども、再三、区の計画の見直しの議論の中で、こういったコーディネーターとか、コーディネート組織みたいな話は出ておりまして、大変、細かい、個別な話

になってしまうかもしれませんが、養成するということは大変必要で、素晴らしいことだと思うんですが、そのコーディネーターの位置づけみたいなものが、コーディネーターとして養成されたけれども、実は活動する場がないとか、私はコーディネーターのつもりだけれども、周りからはコーディネーターとして認められないというような、そんなことになってしまっただけの養成の意味がなくなってくると思うので、ちょっとまだ全体の取り組みが、俯瞰できていないのでわかりませんが、まず、コーディネーターというものの位置づけがあった上での養成ということになるかと思いますので、そのあたり、もし、この素案をつくる上で、事務局として考えていることとか、あったらお聞かせいただければと思います。

以上です。

○松藺会長 基本的な枠組みのところの項目の件と、コーディネーターに関してお願いします。

○事務局（及川係長） 資料3-3の3-1の区計画、計画の推進というものが区計画をイメージしているのかというものですけれども、こちらにつきましては、原田委員のおっしゃるように、区の計画の共助の部分が進まないというのが、推進協議会で議論となりましたので、その議論を受けまして、今までの会議の中で、それでは共助を進めていくのにはどうすればいいか、というような議論がございまして、それを受けて、こちらは計画というふうに書いてございます。審議の流れから、これは区の計画をより推進するための施策という意味でございます。

また、市の計画の中にも、一部、これは各課で所管しておりますが、その各課で予算をとって、大体は5か年計画に位置付けられておりますので、計画に沿った形で、進行しておりますけれども、その中で進み具合が芳しくないものについては、併せて地域福祉計画の中で、何か施策があれば、検討していくというものです。

3-1のほうは、今のお答えでよろしいでしょうか。

○原田（正）委員 今の答えでいいですけれども、であれば、1つ、御提案ですけれども、特に区の計画（共助）を推進するためのみたいなふうに、明確に書き込んでいただいたほうが、個人的にはいいかなと思います。これは意見なので、皆さんのほうに伺いますが、今ここで答えてほしいということではありません。1つ目はオーケーです。

○事務局（及川係長） それでは、次の質問の回答のほうへ移らせていただきます。資料3-4の4-8のリーダーやコーディネーターの位置付けなのですけれども、大変申し訳ないんですが、実はこちらの、まずリーダー、コーディネーターとなる人を発掘・養成する方法を検討あるいは実践しようという視点、そしてそれを受けての施策として、新規の取り組みで、リーダー、コーディネーターの養成というものを考えているんですけれども、こちらは、それぞれ前回の推進協議会におきまして必要な視点として、担い手とか、コーディネーターが不足していると、その中で、そういったリーダー、コーディネーターを養成しなくてはいけないということを受けて、事務局として、養成講座の開催などというものを御提案したんですが、ただ、詳細については、まだ詰め切れていないというような現状です。ですから、これは実際に、計画の中に記載していく中で、

具体的にはどこまで書き込めるかというのを検討してまいりたいというふうに考えている状況です。以上です。

○原田（正）委員　ごめんなさい、一言だけ、今、検討していきたいとおっしゃられたのは、事務局として検討していききたいのか、この場でそういう検討もしてほしいという意味なのか、どちらかの確認なのですが。

○事務局（及川係長）　こちらは、まず検討したいというのは、こちらの計画と取り組み項目というものが市の公助の部分ですので、市の予算を伴う部分でございます。そうしますと、財政状況なども勘案して、取り組み項目というものをちょっと検討しなくてはいけないので、もう少し、そういった諸々の状況を勘案して、こちらに書き込める内容をちょっと検討させていただきたいという事務局の検討という意味でございます。それを書いて、こちらの場で検討していただくという形になるのかなと考えております。

○原田（正）委員　はい、わかりました。ちょっと時間とか回数に関係もあるでしょうけれども、個人的には、この場でもう少し検討というか、出来たらいいなと。済みません。

○松藺会長　予算、お金だけが問題ではないとは思います。

○原田（正）委員　別にお金がなくても、コーディネーターとしての位置づけだけちゃんと何かしてくれれば、機能するかもしれない。以上です。

○原田（雅）委員　ちょっと、私も勉強不足で申しわけないんですけども、保健センターというのはどういう位置づけになっているのでしょうかね、組織上、各区には保健センターがありましたよね。それで、今まで見てみると、保健センターの動きというのが余り連携とか何とか考えないで、勝手と言ったら、ちょっと怒られるかもしれませんが、独自に動いている。民生委員とは関係があるようですけども、町内自治会とか、社協にはあんまり関係なしに動いているような感じを非常に受けているのですけれども、介護予防活動とか、それから子育て支援とか、そういうことをやっているわけですけども、あんまりいろんな団体と連携しながらやろうという気が無いような感じを私としては受けている。

それともう一つ、いろいろ細かい批判はあるかもしれないんですけども、この計画見ても、共助については、ある程度地域に人材がいるという前提でできているような感じがするんですね。高齢化の問題が絡んでくるんですけども、高齢化が進むと、もう物理的に支援する側の人がいなくなるわけですよ、非常に減ってくるわけですね。そういう状況の中で、果たしてここで書いてあるような共助がちゃんとうまくできるのか、その辺をもうちょっと議論したほうがいいと思いますね。

高齢化がある程度進みますと、非常に深刻な状態になるわけですよ。要するに支援する側の人ほとんどいなくなって、支援される側の人ばかりになってくるわけですね。いろんな形でそれはあらわれてくると思いますけども、例えば、今年は民生委員の改選

なんかありますけれども、もう65歳未満で民生委員を選任するというのも非常に難しくなっているわけです。そういう具合に、いろんな点で、人材不足というか、活動家がいらないという状況になってきているわけですよ。だから、そういうものを十分、ある程度確保できるという前提で成り立っているような感じがするんですけども、そういう計画ですと、結局、実際にやってみたらやっぱりできなかったという結果になる可能性が非常に高いと思いますね。聞いていて、そういう印象を非常に受けたんですけども、文言の、字句の修正だとか何とかは、二の次にしまして、そういうところをもうちょっと、突っ込んで議論していただいたほうがいいと思いますね。

以上です。

○松藺会長　御意見ありがとうございました。

先に、御質問をとってしまってよろしいですか。

○武井委員　武井でございます。言いたいこととか、聞きたいこともいろいろあるんですけど、時間がないようですから、2点に限って、お聞きしたいんですけども、資料3-3の3-8ページのところの社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との関係を書かれていて、3つ目のところの3段目のところで、地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画と書かれているのが、その網かけの2行目から3行目に書かれているんですけども、地域福祉計画は、自助・共助・公助が適切に連携し、地域全体で支え合うということを書いてあるんですね。それで、その次の社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、ずらずらっと、たくさん書かれてますが、これはまさに地域全体で助け合う、支え合うものであって、これとこれと何が違うかと、地域福祉計画と地域福祉活動計画はどう違うんですかということを一生涯懸命読んでみたがこの文章では解からない。もうちょっとわかりやすく書けないですかということと、ここに書かれてることだけで見れば、社協のほうの地域福祉活動計画のほうには、どうも公助がないですね。それ以外は、まさに同じなんじゃないでしょうか。それで、これは非常にわかりにくい上に、逆に社協の地域福祉活動計画の、この前、第1回の検討委員会があったわけですけども、その中で見ると、ここのゴシックで書いてある、こういうところとの連携強化といううのは、もともと網かけにあるとおり、今の地域福祉活動計画にもあるわけですが、町内自治会とも民生・児童委員のところとも、NPO・ボランティアのところとも、交流を含めて連携していくというのが全然できませんでしたというのが社協の、今の活動計画の総括なんですね。全くできていません。町内自治会ともできていません、民児協ともできていません、日赤との連携もできていません、施設と社会福祉施設の連携強化も未実施、できていません。NPO各種団体の連携強化も未実施でできていません。NPOとの話なんかについては必要に応じ連携強化を図っていくとかね。それから、施設のほうとの話なんかは、市の業務であるのでやってないだとか、そんなことをみんなばそぼそ書いてるんですね。それでいて、ここの文章では、こうしたところと連携するのが地域福祉活動計画ですって、これだったら全くわかりませんよ。実際、何をやるんですかね。

それに、おまけに、公助のところは、福祉活動計画のほうにないのかというと、そういうのも入ってるんですね。現実には。その部分について何と書かれているかというと、要は未実施でできていません。市に働きかけていく必要がありますと、こう書かれてる

んですね。ですから、地域福祉活動計画と、今の地域福祉計画、特に各区の計画との整合性が全くとれてないというか、同じことを同じように掲げていながら、それで現実に担い手、主な担い手になると、社協と言っても実際にはここでいう社会福祉協議会ではなくて、社会福祉協議会の各地区部会が担ってるんですね。非常に矛盾しているし、内容的にも一致しているし、にもかかわらず別々につくっていて、それでいてここに書かれているような各種団体とこうやりますよと書いておきながら、実際にこの4年間の総括が地域福祉活動計画では全くできていません、自分で自分のことを認めてるんですよ。それでいながら、何でこういうことをまた平気で書くんですか。これはとんでもない話だし、非常にわかりにくい。もっとわかりやすく書いてほしい。

○松藺会長　　済みません、事務局に御質問いたします。今の武井さんの質問で、社協との関係、そして原田委員からも質問ありました保健センターとの関係についてお答えください。

○事務局（時田補佐）　　まず、原田委員の御質問にありました保健センター、今の健康課の話ですね。今回、4月から花見川区のほうも保健福祉センターができて、保健福祉センターの中に健康課という健康の部門を所掌しているところがあるんですが、地域との連携という部分では、食生活の改善指導ですとか、保健の関係の事業の中での地域の皆さんとの連携を図りつつ、役所の中の事業ですけれども、実施させていただいているというところだと思います。

○原田（雅）委員　　この計画ではどこかに出てくるんですか、それは。

○事務局（時田補佐）　　計画の中では、今市がやっている事業の中で、現計画の中身、恐らく項目的にはあると思います。

○原田（雅）委員　　これを見てると、あんまり保健センターの名前も出てこないし、どこかの課でやっている中に入っているのかもしれないですけど。

○事務局（時田補佐）　　現在の市の計画の中で食生活改善推進員の養成ですとか、保健指導課で、入っております。

○原田（雅）委員　　B型機能訓練とか、要は介護予防活動だとか、そういうものを行っているわけですね。だから、食生活に関係しているかもしれないけれども、むしろそっちのほうが・・・。

○事務局（矢澤課長）　　原田委員の御趣旨としては、健康課との連携が十分ではないだろうということだと思います。同じ市の組織なので、連携をしていかなきゃいけないというふうに考えていますが、どこまでをとらえて十分というふうに認定していただけるかは、なかなか難しいかもしれませんが、できるだけ連携をしていきたいと思っています。

2つ目の担い手の話ですが、そもそもと言ってしまえば、失礼になってしまうかもし

れませんが、この地域福祉計画というのは、これから高齢化が進んでいく中で、担い手がいずれ、今もそうでしょうけども、不足していくということを前提として計画がつくられているものと理解をしております、これから担い手がどんどん不足していくということは、おっしゃるとおりだと考えておりますが、お年寄りの方の中には当然元気なお年寄りの方というのはいらっしゃると思います。今団塊の世代が、六十四、五になっていると思いますが、その方たちも会社のほうを引退された後に、地域のほうに戻ってきていただいて、その方たちに、どういう形で地域の福祉の担い手になっていただけるかということを考えていきたいと思っています。

○原田（雅）委員 それは、平均的に見た場合はそうなんです。けども、地域的に見ると、町ができたときにもう決まっちゃうわけですね、高齢化率というのは。例えば、昭和40年代にできれば、もう高齢化率は35%とか、40%となんていうところがあちこちあるわけですよ。それは、団塊の世代は平均的に見たら、これからどこか出てくるんでしょうけれども、地域のごく狭い範囲で見ていくと、そういうところがあちこち出てきているわけですよ。それを言っているわけです、私は。そういうところが実際にもう担い手がいらないんですよ。そういう中で、では本当に計画が推進できるのかという疑問を私は常に持っています。その辺のことを言っているわけですよ。それは、千葉市全体で平均的に見れば、まだ若い区もあるし、団塊の世代がどっと平均的などこかに出てくるんでしょうけれども、そうじゃないんですよ。分布的に見れば、その町ができたときの年代で、もう高齢化率はほとんど決まっちゃうんですよ。環境ががらりと変われば別ですけども。

○事務局（矢澤課長） 千葉市の中でも、幾つかのエリアでそういうところがあるというふうには、私としても認識をしております、なかなかお答えにならないと思いますが、そのあたりを意識した上で、それが少しでも緩やかなカーブなり、対応できる状況をつくっていききたいと、それはそれぞれの区のほうで、各区計画をつくっていただいておりますので、それぞれの区の事情の中で、今回は取り決められているんだろうと思っています。

いずれにしても、その担い手なんですけども、支え合いをできる方たちを、その地域の方ももちろん含めて、難しければ違う形のものを考えていかなければいけないと思いますが、いずれにしても担い手をどういう形で、対応できるものをつくっていくかというところのものが地域福祉計画だと思っていますので、なかなかすぐには進まないかもしれませんし・・・。

○原田（雅）委員 物理的にいないんですよ、少なくなるんですよ。支援するほうがね。その辺をわかってもらわなくちゃ困るんですよ。若い人がいないんだ。高齢化が進むということは。

○事務局（矢澤課長） なかなかお答えにならず、おっしゃりたいことは十分わかったんですが、さりとて何もしないということでは……。

○原田（雅）委員 何もしないわけじゃないんですけども、私が恐れるのは、これは立

派なものだと思いますよ。だけど、結局はまたやっぱりできなかったということになるのを恐れているわけ。既に、もうそういう傾向がはっきり出ているし。

○松藺会長 すみません、原田さん、よろしいですか。議事進行したいんですけども。ごめんなさい、それは担い手の問題で、今後検討するということで、この場は次に行かせていただきたいと思います。

すみません、もう一つ、武井さんからの御質問に何もお答えがいただけてないんですが、その点だけは簡潔にお答え願います。

○事務局（矢澤課長） 文言の表現についてですが、お話の中で、社会福祉協議会がつくろうとしている活動計画についての部分がかなりのウエートを占めていたかなという認識はありますが、その社協の会長さんがいらっしゃる中で、なかなかこちらも言いつらいところも無くは無いですし、また補足等々がございましたら、そのあたりにつきましては、当分科会の副会長ではありますが、反論、異論等々がございましたら、後でお話をしていただきたいというふうに思います。

社会福祉協議会のほうの活動計画と市の計画の違いということですが、先ほど、武井委員がまさにおっしゃったとおり、そういったところが対応できてないということが、實際上、あると思っております。市の計画も十分ではないのかもしれませんが、当然、市の計画のほうには町内自治会、民生委員とか、児童委員とか、そういったことを取り込んでいきたいと認識しておりまして、地区部会の方が担い手の中心になっているところも認識はしておりますが、それをどうやって広げていくかというところが一番重要であると認識しているところでございます。社協のほうで、またできてないというふうにおっしゃっていたことはそのとおりなのかもしれませんが、地区部会を中心としながらも、全体をどう進めていくかということに留意しなければならないと認識しております。現在、社協のほうは各区の計画というものがございませし、話が飛んでしまっって申しわけないんですが、市のほうで新たな区の計画、それぞれ各区の計画をつくっておりまして、10年の計画と3年の計画、3年の計画はもう少し時間がかかりますので、形が見えるのは、もう少し後になるかと思いますが、自治会等々と連携するという形のものがあ程度できて、社会福祉協議会のほうで地区部会の関係を含めて、それぞれが対応できるということに将来なりましたらば、そのときには、各区で今つくられている地域福祉計画とかなり似てくるというか、ほぼ同じものというか、充足されるものだというふうに考えておりますので、そうなれば、各区の地域福祉計画は、もしかしたら必要なくなるのかもしれませんが。それはちょっとまだ遠い将来なのかなという認識をしております。

以上でございます。

○武井委員 もう時間がないですからあまり言いませんが、少なくともここに書かれている違いが一般の人が読んでわかるように、まず直してほしい。これは本当にわかる人いたら説明してほしいんだけど、幾ら読んでもわからないです。実態に合って、地域福祉計画と、地域活動計画の今の現状の実態を見た上で、わかるような要旨にしてほしい。

○松菌会長 わかりました。努力をお願いします。

済みません、申しわけありません。1つ、言い忘れました。計画期間を5年間から4年間に変更するということについての、この会での承認をお願いしなければいけなかったんですが、事務局のほうから、4年間にして、ほかの計画にそろえるという点について、皆様からの御異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○松崎委員 済みません、基本的なことですけれども、計画づくりを5年計画のところを4年計画にして、なおかつ3年ぐらいで見直しをするということですか。

○松菌会長 各種計画がその見直し時期に来ていて、1つだけ、これだけが先に延びていると、見直しのときに処理できないから、そういうことで、何でもかんでもそうするのではなくて、今あるさまざまな計画の見直し時期をそろえておいたほうが、よりよいのではないかという程度の意味だと思われます。

○松崎委員 それで、社会福祉協議会が行う活動計画のほうはどうなっているのでしょうか。

例えば、これと全く同じに5年に合わせるのですか、それとも1年おくれで合わせるのですか。それとも、やっぱり同じ時期に合わせて。つまり、各区の、基本的には行政計画ができて、各美浜区とかの区の福祉計画ができて、それと同時に活動計画もつくれるのでしょうか。それに合わせてつくっているということですか。

○高梨副会長 個人的な意見も入ってしまうかもしれませんが、市の地域福祉計画、これは各区の計画を支援するというのが基本であろうと。それを踏まえますと、各区の計画が基本的に何年の計画なのか、それを支援する市の計画として、基本的には合わせるほうがいいのかなど。他の行政計画との関係は、それは年次を限定的に付記していけば、それはそれで整合性はとれるのではないかと。

社協のほうの活動計画につきましては、これは途切れなく、基本計画を10年というふうにしまして、これは23年度からスタートしまして、10年間のものをつくって、それを実施する上での計画は実施計画は5年というスパンで考えます。これは基本的には、市の補助金等、いろいろ市との関係ございますけれども、書かれてない部分は、基本的には横ばいもしくはそれに準じた措置が講じられるんだろうということを前提として、書かれてない期間の部分は、5年でシミュレーションして盛り込んでいこうと考えております。

○松崎委員 はい、ありがとうございました。私、千葉市地域福祉計画の策定に平成16年、17年で取り組んでいるときから、時々各区に行って、地域福祉とは何かということを講義したりしておりましたけれども、市民の方たちの熱心な討論と、そして本当に身近な生活の課題をたくさん出していただいて、本当にこれはとてもいい計画なんだというふうに思っておりましたし、実際に、例えば今、私も稲毛に住んで40年なんですけれども、稲毛をずっと見ていまして、先ほど言われましたけど、私の地域は、渡辺委員の千草台中学校区が地区部会なんですけれども、私が住んでいるところはもう既に65歳以上が、6割以上という、超高齢の地域なんですけれども、なかなか地区部会

で何やってるんだろうか、みんな住民は大変心配して、いろいろ議論するんですけども、やっぱり中に入ってきて、そういう問題を一緒にコーディネートしてくれたり、あるいは私はできたらコミュニティソーシャルワーカーが入ってきて、ともに問題を考えていきながら、何かそういう仕掛けをつくっていきけるような人がいればいいなと思っているんですけども、なかなかそこが地域の中には見えませんでした。

それで、この計画の中で、私は毎年毎年、やっぱり計画の管理ということをしてこなかったために、ここの、今の段階になって、これもできない、あれもできない、これもそろってないじゃないかと、あるいはせっかく人材を育てても活用されてないじゃないかというようなことが随分と出てきたんじゃないかなと思うんですね。ですから、全体の計画との整合性を合わせるということについては、異議はないんですけども、計画がやはりきちっと年次ごとに計画がきちんと遂行されるような管理をぜひ仕組みとして入れていっていただきたいなというふうに思います。

それから、私は市のほうの高齢者福祉推進計画づくりをしております、平成18年の改正から考え方が、生活圏域という、生活圏域の中で、やはりその中に年老いても生活し続けていけるような、そういうような高齢福祉や介護保険事業サービスで考えていこうということで、1つの目玉は地域包括支援センターというのが各6つの区に置かれていますけれども、本当は地域包括支援センターというのは、民生委員さんとか、自治会とか、周りの助け合いの会とか、そういうことと連携しながら、地域発信していけるような、そういう機能を持っていかなきゃいけないんですけども、それが担当する区域が人口が余りにも多過ぎるというふうにちょっと思ってるんですけど、何か、いろいろ読むと情報がない、情報がないといってるんですけども、一方では一生懸命情報を発信してるんですけども、受け手と出し手がぴたりいかないというところがちょっとあるんじゃないかなというふうに思っております、介護保険のほうでいきますと、やはりちょうど、地区部会よりもうちょっと大きい生活圏域を千葉市がつくっているんですけども、ある意味で、地区部会ごとに、本当はそこに行けば、すべてのいろんな形の相談が受けられたり、いろいろとネットワークが組めていけるようなところがあるといいのかなということが1つと、それからもう一つは、保健福祉センターがやっと稲毛もできましたし、花見川もできてきたというところで、一番初め、あれをつくるときの理念というのは、総合保健福祉相談機能を持つということだったんですよね。つまり、ワンストップ行政ができるように、やっぱりその区の人が、そこに行けば、本当に総合相談で、専門的な相談が受けられるというふうな機能を持つということで、そこに社協や保健センターも入ってくるから、そういう意味では非常にいいものが各区にできたんですけども、総合保健福祉センターが十分そういう意味では地区の、各6区にどういうふうな機能を果たしているかということで行くと、本当に、地域福祉計画づくりとも、本当に連携していかなきゃいけないのではないかなというふうに思います。

ぜひ介護保険のほうも、生活圏域の中でというふうな視点で考えて、計画づくりをしていますので、介護保険の場合は明確に、計画遂行というのははっきりしているんですけども、ぜひ地域福祉計画のほうも、やっぱりできなかったら、なぜできないのかということを、率直に、やっぱりいろんな意見も踏まえながら、できるように仕掛けづくりなり、人材養成なりしていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

済みません、途中からの参加なので、一生懸命聞いてみたんですけども、ちょっと、私に最後の意見を申し上げさせていただきました。

○松菌会長 ありがとうございました。

大変貴重な意見がたくさんあるんですが、私の議事進行が悪くて、既に時間を超過しております、まだ議事が残っております。

議事を進行させていただきまして、インターネットモニターアンケート調査について、なるべく簡潔に御説明をお願いいたします。

(6)議題3 その他

○事務局（及川係長） それでは、お時間も過ぎておりますので、簡単にご説明させていただきます。

資料のインターネットモニターアンケート調査結果です。

こちらの第7回の会議で、結果についてお示ししましたが、問14の自由記述について、まだその結果をまとめておりませんでしたので、今回、御提示する形になりました。

5番の調査結果のところの(2)の回答の概要ですけれども、別とじで回答を全て添付してございますけれども、様々な回答が寄せられております。

また、自由筆記のため、回答内容は一律ではありませんけれども、現計画の施策の方向との関連をもとに分類をしたところ、次表のと通りの結果となっております。

施策の方向の関連としましては、1の気軽にわかりやすく情報が得られるですとか、4の多様な交流の機会を増やすですとか、6の住民自ら活動に取り組むですとか、12番の福祉の心をはぐくむ、また13番のその他に関する記述が多かったところです。

そして、(3)の主な内容のところですが、主に4つの特徴が見受けられました。

まず、アとしまして、各地域における住民同士のつながりを深めることが重要である。

イとしまして、各種の催しを開催し、コミュニケーションを深めることが重要であると。

ウとしまして、ボランティア活動に関する情報がほとんど周知されておらず、広報の充実強化が必要であると。

エとしまして、これはその他のところに分類したものですけれども、ボランティア活動においては、多少の謝礼を支払うほうが気軽に依頼でき、より活発になると、こういった回答が主に見受けられました。

また、回答は全て一律ではございませんので、詳細につきましては、添付の別紙をごらんいただければと思います。

以上です。

○松菌会長 ありがとうございました。

何か御質問ございますでしょうか。

情報に関してですけど、発信のことばかりではなく、やっぱり到達をどうするかということを考えなければいけないという気がします。どうも、こういうことだと、こういう情報を発信すればいいだけということになりがちなんですが、発信すれば必ず到達するというものではなくて、到達しにくいところにどうやって到達させるかということ

を、特に福祉としては考えなくてはいけないことなんではないかと思いました。今までのお話を聞いていてもそう思いました。

私が感想を言っている時間ありませんので、少し超過しましたが、議事が終了したということにさせていただきます。まだ、若干御意見あると思いますので、事務局のほうに直接お寄せいただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、こちらで、議事を終了したことにいたしまして、事務局からのご連絡に移らせていただきます。よろしくお願いいたします。

(7)閉会

○矢澤課長 ありがとうございます。

資料のほうにつきましては会長からお話がありましたとおり、まだ完成型では無いものを御提示させていただきまして、正直申し上げまして、今回8回目の会議で計画の提示が初めてということもございましたので、こちらも相当不安がありまして、この状況下でご議論いただいたことをまずお詫びいたします。

先程もお話しのありました計画の期間ですが、副会長からもお話がありましたとおり、各区計画との整合が一番大事だと認識しておりますので、各区の委員長がおられますし、今後も各区と調整をしながら検討させていただきたいと思って居ります。

次回につきましては資料を出来るだけ早めにお渡しして、これから市民説明会を行う上で不安もありますので、ご意見を伺って、それをフィードバックした形で次回の会議にかけていきたいと考えております。ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

○松菌委員長 そうすると次回は事務局より事前に資料を送付して、それを返していただいた後にまた会議にかかる、ということになりますね。

○矢澤課長 皆様もお忙しい中ご出席いただいているものと認識しておりますので、出来ればそういった形で進行させていただきたいと考えております。

○時田補佐 続きまして私のほうからご連絡いたします。まず、本日の会議の議事録の取り扱いについてですが、事務局が作成し、いったん委員の皆様を確認のために配付させていただき、校正します。その後、委員長に署名をいただき、市のホームページで公開させていただきます。

次に、本日配付させていただいた資料の取り扱いについてですが、計画書などについては、机の上に置いたままお帰りいただければ、会議終了後に事務局で回収し、次回の会議の際に、皆様の机の上にご用意させていただきます。

また、次回の会議につきましては、日程が決まり次第、ご案内いたします。

最後に、本日駐車場をご利用の方は、駐車券をご用意させていただいておりますので、お帰りの際に事務局までお声をおかけください。事務局からは以上でございます。

○松菌会長　ただ今の事務局からの連絡事項に質問等がございますか？

無ければ、本日はこれで終了となります。長時間にわたりましてありがとうございます。

以上